

人材紹介基本契約書

株式会社（以下「クライアント」という）と株式会社エンライズコーポレーション（以下「エージェント」という）とは、人材の紹介業務に関して、以下の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条 （目的）

クライアントは、エージェントに対し、クライアントの求める人材の紹介業務（以下「本業務」という）を委託し、エージェントはこれを受託する。

第2条 （求人の申込み）

- 1 クライアントは、人材の紹介を希望する場合、エージェントに対して、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件その他希望する求人の条件（以下「求人条件」という）ごとに、求人条件を明示する文書（以下「求人票」という）を書面又は電子メールにより交付する方法により求人の申込みを行うものとする。
- 2 エージェントは、前項の申込みの内容が法令に違反するとき、申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認めるとき又は求人票に必要な記載が欠けているときは、エージェントは当該申込みを受理せず、当該申込みに係る人材紹介を行わないことができる。なお、本項の取扱いに基づきクライアントに生じた損害につき、エージェントは一切の責任を負わない。

第3条 （応募者の選定）

エージェントは、求人条件に適合し得るとエージェントが判断した人材のうち、クライアントに応募する意思があり、かつ、クライアントの社風等求人条件以外の条件を考慮してエージェントが適切と判断した人材（以下「応募者」という）を、クライアントに対して紹介する。

第4条 （選考及び採用）

- 1 クライアントは、自らの責任及び費用において、エージェントが前条に基づき紹介した応募者の選考を行ったうえ、適当と認めた場合には、当該応募者を労働者として採用する。この際、エージェントはクライアントに対し選考及び採用について適宜必要なアドバイスを行うことができるものとするが、選考から採用までの過程について、エージェントは何らの責任を負わないものとする。
- 2 クライアントは、エージェントが紹介した応募者の選考及び採用の際、応募者を性別、年齢その他属性により差別的に取り扱ってはならない。
- 3 クライアントは、エージェントから紹介を受けた応募者の採用を決定した場合、当該応募者が内定を承諾した場合又は当該応募者がクライアントに入社（初日の業務を開始することをいう。以下同様とする）した場合には、その都度、エージェントに対して、採用を決定した事実、当該応募者が内定を承諾した事実、入社した事実並びに当該応募者が作成した内定を承諾する旨の書面、理論年収の額を確認する書面その他エージェントが求める情報及び資料（以下「採用確認書類」と総称する）を、書面又は電子メールにより直ちに提供することとする。

第5条 （直接連絡等の禁止）

- 1 クライアントは、エージェントが応募者を紹介した日から1年以内に、当該応募者から求人票記載の職種と異なる職種の選考への応募があった場合には、直ちにエージェントにその旨を通知し、当該応募の取扱いについてエージェントの指示に従うものとする。
- 2 クライアントは、エージェントが応募者を紹介した日から1年間は、当該応募者の選考が終了した後であっても、事前のエージェントによる了承なく当該応募者と直接連絡を取ってはならないものとする。なお、クライアントは当該応募者の選考が終了し、不採用とした場合であっても、その後に（エージェントが応募者を紹介した日より1年間を経過しているか否かを問わない）当該応募者を求人票記載の職種と同一又は類似の職種において本契約に定める方法以外の方法により採用した場合には、直ちに採用確認書類をエージェントに提供したうえ、第10条の定めに従い対価をエージェントに支払わなければならない。

第6条 （労働条件の確認）

- 1 クライアントは、エージェントから紹介を受けた応募者を採用した場合には、当該応募者に対して、労働基準法第15条に基づく労働条件を明示する書面をクライアントの責任において交付し、当該応募者との間で雇用契約を締結するものとする。
- 2 クライアントが、応募者と雇用契約以外の契約（委任契約、準委任契約、請負契約その他これらに準ずる契約を含むが、これらに限られない）を締結した場合でも、雇用契約の締結に準じて本契約を適用するものとする。

第7条（法令遵守）

クライアントは、採用に際し、各種労働関係法令（労働基準法、労働契約法、職業安定法及びこれらの政省令、ガイドライン等を含むが、これらに限られない）を遵守し、労働者の保護に努めなければならない。

第8条（応募者の併願）

クライアントは、エージェントから紹介した応募者が、他企業の求人に応募する場合があることを了解し、これによりクライアントに生じた一切の損害につき、エージェントは責任を負わないものとする。

第9条（応募書類）

クライアントは、キャリアシート・職務経歴書その他の応募書類は、当該応募者の責任において作成されるものであり、応募書類に虚偽や不備があった場合でも、エージェントは何らの責任を負わないことを確認するものとする。

第10条（紹介手数料）

クライアントは、エージェントから紹介を受けた応募者が内定を承諾した場合又は入社した場合、エージェントが実施した人材紹介の対価（以下「紹介手数料」という）として、エージェントに対し、別紙「紹介手数料」に定める紹介手数料を別紙に定める方法により支払うものとする。

第11条（機密保持）

- 1 クライアント及びエージェントは、相手方から秘密である旨の明示のうえ開示された業務上の秘密を、本契約の有効期間中及び本契約終了後1年間、厳重に保持し、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示・漏洩してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではないものとする。
 - (1) 開示を受けたときに既に公知であったもの又は既に自己が所有していたもの
 - (2) 開示を受けた後に、自己の責に帰すべき事由に基づかずに公知となったもの
 - (3) 自己が相手方の開示によらずに自らの力で開発し、又は第三者から機密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
- 2 前項にかかわらず、法令に基づく公権力の発動によって秘密情報の開示を義務付けられた場合、クライアント及びエージェントは、当該強制される範囲内で当該秘密情報を開示することができるものとする。

第12条（個人情報の取り扱い）

クライアントは、エージェントより提供された応募者（採用に至らなかった者も含む）の個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項所定の個人情報、応募者の職務経歴、併願状況その他応募者に関する情報をいう）を厳重に管理し、採用選考の目的の範囲で利用するものとし、エージェントの了解なく本契約中及び本契約終了後も第三者に開示又は漏洩してはならない。

第13条（損害賠償）

本契約に違反して、クライアント又はエージェントが相手方に対し損害を与えた場合、その相手方に対し損害を賠償する責を負うものとする。ただし、エージェントのクライアントに対する損害賠償額は、当該損害賠償の請求時点でエージェントが現実的に受領した紹介手数料の額を上限とする。

第14条（解除）

- 1 クライアント及びエージェントは、相手方が次の各号のいずれか一つに該当したときは、相手方に何らの催告をせず、直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 本契約に定める事項のいずれかに違反し、相手方に対し催告したにもかかわらず14日以内に当該違反が是正されないとき
 - (2) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき
 - (3) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき
 - (5) 解散の決議をしたとき
 - (6) 資産又は信用状態に重要な変化が生じたとき
 - (7) 監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けたとき
 - (8) その他、前各号に準じる事由が生じたとき。
- 2 クライアント又はエージェントは、前項各号のいずれか一つにでも該当する場合には、相手方から何らの催告がなくとも、相手方に対する一切の金銭債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに相手方に弁済しなければならない。

第15条（反社会的勢力の排除）

- 1 クライアント及びエージェントは、それぞれ、相手方に対して次の各号に定める事項を表明し、相互に確約する。
 - (1) 自ら又は自らの役員（事実上の役員、実質的に経営権を有する者を含む。以下同じ）、代理人若しくは媒介をする者が、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、その他の反社会的勢力（反社会的勢力でなくなったときから5年を経過しないものを含み、以下、「反社会的勢力」という）に該当しないこと
 - (2) 自ら及び自らの役員が、反社会的勢力を利用しないこと
 - (3) 自ら及び自らの役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供給するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与しないこと
 - (4) 自ら及び自らの役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係その他密接な関係や交流を有しないこと
 - (5) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いたり、自身若しくは自身の関係者が反社会的勢力若しくはその関係者である旨を伝えたりせず、相手方の名誉や信用を毀損若しくは毀損するおそれのある行為をせず、また、相手方の業務を妨害若しくは妨害するおそれのある行為をしないこと
- 2 クライアント及びエージェントは、前項各号に違反し、又はそのおそれがあることが判明した場合には、ただちに相手方に通知するものとする。
- 3 クライアント又はエージェントの一方について、第1項各号に違反したと合理的に疑うべき事情が判明し、それに対して合理的な説明がなされない場合には、相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を含むクライアント・エージェント間の一切の契約ないし合意を解除することができる。
- 4 前項の規定により本契約又はクライアント・エージェント間の契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った一切の損害を賠償するものとする。
- 5 第3項の規定により本契約又はクライアント・エージェント間の契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第16条（有効期間）

本契約の有効期間は、2019年●月●日から1年間とする。ただし、有効期間満了1ヶ月前までに、クライアント又はエージェントより相手方に対して本契約の更新を拒絶する意思表示がなされない限り、本契約は同一条件により1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第17条（準拠法・合意管轄）

本契約に関する事項の一切は日本法を準拠法とし、同法に従って解釈され、本契約について紛争が生じた場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

第18条（協議事項）

本契約に定めなき事項及び本契約に定められた事項の解釈の疑義については、法令の規定ならびに慣習に従うほか、クライアント・エージェント誠意をもって協議解決をはかるものとする。

以上、本契約締結の証として、本書二通を作成し、両者記名捺印の上、各一通を保有する。

2020年●日●日

〒151-0053
東京都渋谷区代々木1-43-7
SKビル5F
株式会社エンライズコーポレーション
代表取締役CEO 吾郷克洋
(許可番号13-ユ-305952)

別紙

紹介手数料

1 応募者が新卒入社の場合

1. 紹介手数料

- 1 クライアントは、エージェントより紹介を受けた応募者が、クライアントの内定を承諾した場合、人材紹介の対価として、以下の紹介手数料(消費税別)をエージェントに支払う。

理論年収の35%

- 2 「理論年収」とは、以下の計算式に基づき算定される賞与、諸手当を含む初年度の収入予定をいい、その算定は次の各号の基準に従うものとする。

理論年収＝月額固定給×12か月＋賞与(賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数)

- (1) 月額固定給は基本給に諸手当を加算して算出する。諸手当とは家族手当、住宅手当、役職手当、海外赴任手当、営業手当、みなし残業手当等、毎月支給される手当を指す。
- (2) 通勤手当は月額固定給に含まないものとする。
- (3) 賞与は、入社日が属する月に関わらず、賞与の支給対象期間を満たすものとして算出する。なお、賞与は、雇用契約書・就業規則等の賃金・ボーナス規定で定められた報酬で、支給条件・算定方法が定められた定期的に支給が保証された年間報酬のほか、インセンティブ、業績賞与等を含むものとする。
- 3 クライアントが、応募者と1年間未満の有期雇用契約の場合は契約期間を1年間とみなして上記に基準に基づき算定した額を理論年収とする。

2. 返金条件

- 1 クライアントは、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、エージェントに対し、当該事由の発生日から1か月以内にこれを通知した場合に限り、支払前の紹介手数料の減額又は支払済みの紹介手数料の返還を求めることができるものとする。
- (1) 入社当日までに応募者の意思により内定辞退に至った場合(クライアントによる働きかけがあった場合を除く)
- (2) 次に定める事由のいずれかによりクライアントが内定を取り消した場合
- ア 応募者が卒業を予定している年度に卒業できなかったとき
- イ 応募者が刑事事件で逮捕若しくは起訴されたとき
- ウ その他内定を取り消されてもやむを得ない事由があったとき
- 2 エージェントは、前項に基づくクライアントの請求に理由があると判断する場合には、当該応募者に係る紹介手数料の受領前は「1. 紹介手数料」所定の紹介手数料の額から「3. 返金率」の定めに従い算定される額を減額する旨を、紹介手数料の受領後は「3. 返金率」の定めに従い算定される額を返還する旨を書面又は電子メールによりクライアントに通知するものとする。

3. 返金率

内定承諾日から労働開始日まで： 人材紹介手数料の100%

4. 支払条件

- 1 クライアントは、当該応募者が内定承諾をした日から30日(金融機関の非営業日であった場合は直前の営業日)までに、「1. 紹介手数料」所定の紹介手数料(「2. 返金条件」第2項に基づく紹介手数料減額の通知を受領した場合には減額後の金額)を、エージェントの指定する金融機関口座に振込送金する方法により支払うものとする。なお、振込手数料はクライアントの負担とする。
- 2 エージェントは、「2. 返金条件」に基づき紹介手数料の一部又は全部をクライアントに返金する場合には、エージェントが「2. 返金条件」第2項に基づく紹介手数料の返還の通知を行った日が属する月の翌月末日(末日が金融機関の休業日である場合は直前の営業日)までに、返還を請求された紹介手数料をクライアントの指定する金融機関口座に振込送金する方法により支払うものとする。なお、振込手数料はエージェントの負担とする。

2 応募者が中途入社の場合

1. 紹介手数料

- 1 クライアントは、エージェントより紹介を受けた応募者が、クライアントに入社した場合、人材紹介の対価として、以下の紹介手数料(消費税別)をエージェントに支払う。

理論年収の35%

- 2 「理論年収」とは、以下の計算式に基づき算定される賞与、諸手当を含む初年度の収入予定をいい、その算定は次の各号の基準に従うものとする。

理論年収＝月額固定給×12か月＋賞与(賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数)

- (1) 月額固定給は基本給に諸手当を加算して算出する。諸手当とは家族手当、住宅手当、役職手当、海外赴任手当、営業手当、みなし残業手当等、毎月支給される手当を指す。
- (2) 通勤手当は月額固定給に含まないものとする。
- (3) 賞与は、入社日が属する月に関わらず、賞与の支給対象期間を満たすものとして算出する。なお、賞与は、雇用契約書・就業規則等の賃金・ボーナス規定で定められた報酬で、支給条件・算定方法が定められた定期的に支給が保証された年間報酬のほか、インセンティブ、業績賞与等を含むものとする。
- 3 クライアントが、応募者と1年間未満の有期雇用契約の場合は契約期間を1年間とみなして上記に基準に基づき算定した額を理論年収とする。

2. 返金条件

- 1 クライアントは、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、エージェントに対し、当該事由の発生日から1か月以内にこれを通知した場合に限り、支払前の紹介手数料の減額又は支払済みの紹介手数料の返還を求めることができるものとする。
- (1) 入社当日までに応募者の意思により内定辞退に至った場合(クライアントによる働きかけがあった場合を除く)
- (2) 次に定める事由のいずれかによりクライアントが内定を取り消した場合
- ア 応募者が刑事事件で逮捕若しくは起訴されたとき
- イ その他内定を取り消されてもやむを得ない事由があったとき
- (3) 応募者がクライアントに入社後「3. 返金率」の定めた期間内に、当該応募者の責によることが明らかな事由によりクライアントから解雇され、又は自己都合によって退職した場合
- 2 エージェントは、前項に基づくクライアントの請求に理由があると判断する場合には、当該応募者に係る紹介手数料の受領前は「1. 紹介手数料」所定の紹介手数料の額から「3. 返金率」の定めに従い算定される額を減額する旨を、紹介手数料の受領後は「3. 返金率」の定めに従い算定される額を返還する旨を書面又は電子メールによりクライアントに通知するものとする。

3. 返金率

就業開始日から3ヶ月以内 : 人材紹介手数料の50%

4. 支払条件

- 1 クライアントは、当該応募者が入社をした日から30日(末日が金融機関の非営業日であった場合は直前の営業日)までに、「1. 紹介手数料」所定の紹介手数料(「2. 返金条件」第2項に基づく紹介手数料減額の通知を受領した場合には減額後の金額)を、エージェントの指定する金融機関口座に振込送金する方法により支払うものとする。なお、振込手数料はクライアントの負担とする。
- 2 エージェントは、「2. 返金条件」に基づき紹介手数料の一部又は全部をクライアントに返金する場合には、エージェントが「2. 返金条件」第2項に基づく紹介手数料の返還の通知を行った日が属する月の翌月末日(末日が金融機関の休業日である場合は直前の営業日)までに、返還を請求された紹介手数料をクライアントの指定する金融機関口座に振込送金する方法により支払うものとする。なお、振込手数料はエージェントの負担とする。